

医療受給者証が更新となります!!

現在交付中の重度心身障がい者・ひとり親家庭等・子どもの各医療費受給者証は、7月31日(水)で有効期間が満了となり、8月1日(木)から使用できなくなります。

※別途通知済の「更新に必要な書類」は下記のとおりなので、まだ提出していない方は、期日までに提出をお願いします。

- ・高校生受給者の方(子ども医療費のみ) → 在学証明書
- ・大学生等受給者の方(ひとり親家庭等医療費のみ) → 在学証明書
- ・今年、福島町へ転入された方など(三医療共通) → 令和6年度所得証明書

新しい受給者証は、7月中旬から順次送付予定です

※有効期限までに届いていない場合には、連絡をお願いします。

○各医療

事業名	対象者	対象診療	証の色
子ども医療給付事業	0歳～18歳の方 (満18歳に達する日以後の3月31日まで) ※中学校修了者については、高等学校に在学していることが条件となります。	入院・通院	白色
重度心身障がい者医療給付事業	身体障がい者(児)…身障手帳1級、2級 内部障害3級の方	入院・通院	緑色
	知的障がい者(児)…療育手帳「A」判定の方	入院・通院	
	精神障がい者(児)…精神手帳1級の方	通院のみ	
ひとり親家庭等医療給付事業	母子・父子家庭の親および扶養されている18歳までの方 ※学生は20歳まで	入院・通院 (親は入院のみ)	黄色

※現在交付を受けておらず、上記表に該当すると思われる方は、福祉課まで連絡して下さい。

※重度心身障がい者・ひとり親家庭等医療費給付事業は、所得制限があるため、対象にならない場合もありますのでご了承ください。

お問い合わせ先

福祉課 福祉係

☎47-4682